

2023 年度 全学募集プログラム  
・春期 I セメスター留学プログラム  
2022 年度 全学募集プログラム  
・春期短期留学プログラム  
募集要項  
(共通編)

※必ず本紙と併せて、別紙

- ・「2023 年度 全学募集プログラム 春期 I セメスター留学プログラム 募集要項(プログラム編)」
- ・「2022 年度 全学募集プログラム 春期短期留学プログラム 募集要項(プログラム編)」

(応募先着順も含む)を熟読のうえ、ご応募ください。

※なお、以下、本紙を「共通編」、別紙を「プログラム編」と記載します。

2022年9月発行

衣笠/BKC/OIC 国際教育センター

## 目次（共通編）

【新型コロナウイルス感染症に関する留意点】	.....	2
1. 応募・選考に関する注意事項	.....	5
2. 学籍と履修について	.....	9
3. 費用について	.....	11
4. 海外留学にかかる奨学金制度について	.....	12
5. 留学中の危機管理・健康管理について	.....	16
6. 「海外留学プログラム」に関する承諾事項	.....	18

## 【留意事項】

立命館大学国際教育センターが取り扱う現地渡航の海外留学プログラムのタイプ（種別）は以下のとおりです。

タイプ	プログラム名
短期プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Global Fieldwork Project</li> <li>・Advanced Global Fieldwork Project</li> <li>・立命館・昭和ボストン「文化・社会調査」プログラム</li> <li>・異文化理解セミナー</li> <li>・現地で学ぶ初修語セミナー</li> <li>・立命館・マコーリー大学「日豪関係」プログラム</li> <li>・海外スタディ</li> <li>・Asian Community Leadership Seminar 「日本・韓国・台湾で学ぶ「アジア・平和・未来」</li> </ul>
1 Semesterプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立命館・マラエ科大学 「東南アジアで学ぶ多文化共生とダイバーシティ」プログラム</li> <li>・立命館・ヨーク大学 「イギリスで学ぶクリエイティビティ」プログラム</li> <li>・立命館・ワシントン大学 「持続可能な社会とイノベーション」プログラム</li> <li>・立命館・カリフォルニア大学デービス校 「アメリカの言語・文化・社会」プログラム</li> </ul>
長期プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立命館・UBC アカデミック・イマージョン・プログラム（以下、UBC-AIP）</li> <li>・立命館・アルバータ大学「北米の言語・文化・社会」プログラム（以下、アルバータ）</li> <li>・ASEAN で学ぶ国際 PBL プログラム（以下、PBL）</li> <li>・交換留学</li> <li>・学部共同学位プログラム（アメリカン大学、サフォーク大学）（以下、DUDP）</li> </ul>

## 【新型コロナウイルス感染症に関する留意点】

### 海外留学プログラムの募集について

日本を含む各国の新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染状況は、未だ収まりを見せず、また、現地渡航を伴う海外留学プログラムを取り巻く状況は依然として厳しい状況です。

他方、ワクチン接種が進み、一部の国・地域ではマスク着用義務や生活規制が解除されるなど、明るい兆しも見え始めています。そうした国内外の情勢の変化、派遣先国・地域の状況（感染状況および入国制限）、そして派遣先大学の受入態勢など、様々な角度から検討した結果、別紙「プログラム編」記載のプログラムの募集を実施することを決定しました。

ただし、本学の学生海外派遣プログラムにおける渡航可否の判断基準では、外務省の海外安全情報（危険情報および感染症危険情報）において危険レベル 2 以上が発令された場合、発令対象国・地域への海外派遣は「中止」とすることを基本方針としています。感染症危険情報レベル2または3が発令されている国・地域で、本学が定める条件および状況を踏まえ、プログラムが実施できることが確認できる場合には、例外としてプログラムを実施または継続することがありますが、学生のみなさんの生命と安全、健康を守ることを第一に、催行判断を行います。

については、海外派遣の条件が整った場合に限り、催行することとなりますので、以下に示す催行判断の記載内容ならびに応募にあたっての留意事項等を十分理解した上で、応募してください。また、留学参加にあたっては、新型コロナの影響下において留学することを自覚し、参加者本人が感染症対策や危機管理対応の責任を負うことを理解してください。

### 応募にあたっての留意事項

○応募にあたっては、下記及び本要項（※1）を必ず熟読の上、応募してください。

※1：特に「6.『海外留学プログラム』に関する承諾事項」（以下、承諾事項）を確認してください。

○なお、本要項は、表紙に記載の発行年月現在の情報に基づいて記載しています。新型コロナについては日々状況が変化しており、各国の対応策や派遣先大学の受入状況も流動的です。そのため、本要項の内容に変更が生じる可能性もありますので、予めご了承ください。

### 催行判断について

- (1) 国内外における新型コロナの状況が著しく悪化した場合等、プログラムの応募受付開始前に募集を中止する可能性があります。
- (2) 新型コロナ等の影響を受け、以下の場合にプログラムを中止する可能性があります。派遣中止の判断は、各プログラムにより異なります。状況が急変することもあるため、渡航前及び渡航後にプログラムが中止となる可能性があることをご理解ください。

#### 【派遣中止の判断時期】

別紙「プログラム編」を確認してください。

#### 【プログラム中止となる事象】

- ① 外務省の危険情報（感染症危険情報を含む）が発出されている場合（詳細は承諾事項に記載の通り）
- ②（派遣学生の国籍に関わらず）日本に対する査証制限や入国制限がある場合
- ③ 派遣先大学の事情により受入が許可されていない場合
- ④ 現地への渡航を前提としているプログラムのため、オンライン履修など、プログラムが定める教育上の目的を達成できない場合（長期プログラムを除く）
- ⑤ 上記①～④の制限がなくても、プログラム実施が困難であると本学が判断した場合

### プログラムの取り扱い、履修、その他プログラムへの応募・参加について

- (1) プログラムが中止になった場合やプログラムを辞退した場合、他の留学プログラムへの振り替え、他派遣先大学への振り替え、留学時期の変更は行いませんのでご留意ください。
- (2) プログラムが中止になった場合、留学を前提とした履修計画に変更が生じる場合がありますので、その点予めご留意ください。
- (3) プログラムへの応募にあたっては、本紙ならび別紙「プログラム編」に記載の応募条件を必ず確認してください。また、同じ期間に実施される留学プログラム（国際教育センターや学部実施のプログラム）に既に応募・合格している方は、応募できません。応募する場合は、既に応募しているプログラムの辞退を申し出た後で、応募してください。

### 健康管理、ワクチン接種について

- (1) 新型コロナの感染状況や状況の急変により、日本国内や派遣先国において、従前よりも医療サービスの提供を受けることが難しい状況も想定されます。心身や健康管理に不安がある場合は、応募前に必ず父母等や主治医とよく話し合うようにしてください。
- (2) 渡航前までに新型コロナの感染疑いや罹患者となってしまう、渡航に必要な手続が行えないこと、また渡航不可となる可能性も想定されます。プログラムへの参加が困難であると判断した場合、プログラム参加を認めませんので、予めご理解ください。
- (3) 渡航前の新型コロナワクチンの接種については、本人および父母等の意思を尊重した上で、可能な限り接種することを推奨します。ただし、以下に該当する場合は、新型コロナワクチンの接種がプログラムの参加条件となりますので、渡航前に必要となる回数の接種を完了してください。
  - ① 派遣先国・地域、派遣先大学、滞在先（ホームステイ）などが留学生受入の条件として新型コロナワクチン接種を義務化している場合
  - ② 派遣先国・地域において、新型コロナワクチンの接種を前提に公共機関や各種施設の利用が認められる等、新型コロナワクチン未接種者に対する行動制限や日常生活に制限が課され、プログラム参加に支障をきたすと判断した場合（長期プログラムを除く）
  - ③ 団体行動を伴うプログラムへ参加する場合、新型コロナワクチン未接種により入国後の隔離緩和措置が受けられず、その結果、他の参加者との同一行動ができず、プログラム参加に支障をきたすと判断した場合（長期プログラムを除く） ※詳細はプログラム編で確認してください。
- (4) 派遣先国・地域または受入機関において新型コロナワクチンの接種が必須でなく、本人および父母等の判断で新型コロナワクチンを接種しないまま渡航する場合、新型コロナワクチン未接種に起因して生じた損害・不利益などについては、本人および父母等の責任において対処することとします（「感染症危険情報」発令対象国・地域への海外派遣にあって、当該派遣留学への参加により生じた損害、不利益等について、自己および父母等の責任で対処すること）。
- (5) 複数のワクチン接種が必要となるプログラムに参加する場合、医師の判断の下、一定期間の間隔を設けて接種を行う必要があります。プログラム参加に必要なワクチン接種を全て完了することが、プログラム参加の条件となります。

### プログラム参加に伴い生じる費用負担、手続きについて

- (1) プログラム参加中（渡航前及び渡航後）に派遣が中止になった場合やプログラムを辞退した場合の費用負担、及び帰国手続きについては、承諾事項に記載の通りとなりますので、必ず確認してください。

- (2) 新型コロナの影響により、渡航に際して、ビザ申請方法の変更(PCR検査受診の義務化等)や渡航後及び帰国時に所定の隔離期間が発生するなどの行動制限が生じる可能性があります。その際、発生する費用(PCR検査費用・ビザ申請費用・滞在費用など)については、すべて自己負担となりますので、予めご理解の上ご応募ください。
- (3) 渡航国・地域、受入先の海外協定校の定めにより、ワクチン接種や陰性証明書等、従前とは異なる手続が必要となる場合があります。これらが未完了の場合、プログラム参加が認められないことを予めご理解の上、ご応募ください。
- (4) 新型コロナの影響を受け、プログラム費用の金額および支払期日が過年度とは異なる場合があります。必ずプログラム費用の支払期日について本募集要項(※2)にて確認するようにしてください。  
※2:特に「3.費用について」を必ず確認してください。

#### オンラインプログラムについて

- (1) 新型コロナの感染状況や派遣先大学の受入方針等の状況を考慮しながら、渡航ができない場合の代替措置としてオンラインでプログラムを実施する場合があります。現時点ではオンラインでのプログラム実施可否は未定のため、決定次第順次ご案内します。

#### 重要なお知らせについて

- (1) 本募集要項発行後に、募集や選考・プログラム実施などについて重要なお知らせを行う場合があります。必ず最新情報を立命館大学 海外留学プログラムホームページ、manaba+R、学内メールにて確認するようにしてください。
- (2) 本留意事項や承諾事項の内容は、新型コロナ等の状況により、プログラム開始前までに変更を余儀なくされる場合がありますので、その点予めご留意ください。

以上

## 1. 応募・選考に関する注意事項

### 応募にあたって

#### (1) 募集要項の理解について

海外留学プログラムへ応募する前に、必ず本要項を熟読し、十分に理解した上で応募してください。

#### (2) 辞退について

本学が定める辞退期限日後は、辞退はできません。応募する際はプログラム内容を事前に十分理解した上で応募してください。

#### (3) 参加の取り消し、留学の中止について

プログラムに合格した場合においても、次のような場合は渡航前や渡航後であっても、参加の取り消し、または留学の中止を命ずることがあります。

- 1) プログラムの応募条件に未達であると判明した場合
- 2) 書類提出の締め切りを守らない、必要な手続きを行わない場合
- 3) 各種ガイダンスへの出席状況が著しく悪い場合
- 4) 指定の期日までに各種費用を支払わなかった場合
- 5) 渡航までに健康診断を受診しない場合、また医師の診断にもとづき、本学がプログラムへの参加が困難であると判断した場合
- 6) 指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合
- 7) その他、留学をするにふさわしくないと国際教育センターが判断した場合

#### (4) 辞退、参加取消、留学中止の場合の費用負担について

上記(2)に定める期限後の辞退、参加取消ならびに留学中止を命じられた場合には、プログラムの実習費およびその他諸経費の一部または全額を負担していただきます。

#### (5) 海外旅行保険、危機管理支援サービスへの加入について

プログラムの参加者は、本学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービスへの加入が必須です。

#### (6) 持病がある方や現在治療中の方について

持病や応募時点で治療中の方は、主治医等に留学が可能であることを確認し、許可を得たうえで応募してください。ただし、留学決定後においても、症状が悪化した場合や、本学が安全に派遣できないと判断した場合には、プログラムを辞退していただくことがあります。その時点までに要した費用は自己負担となります。

#### (7) 外国人留学生の方について

外国人留学生の方は、必ず自身の在留資格を確認の上、出発前・プログラム渡航期間中・帰国後等に必要の手続きを確認してください。なお、留学受入国の判断等により、ビザ(査証)が取得できず辞退に至った場合、その時点までに要した費用は自己負担となります。

#### (8) グローバル教養学部生について

グローバル教養学部生は、カリキュラムとの兼ね合いから、全学の海外留学プログラムへの参加には十分な注意が必要です。プログラムへの参加を検討する前に、必ずグローバル教養学部事務室に相談してください。

### 応募条件について

留学プログラム応募の前提として、以下の応募条件を満たしていることが条件です。必ず確認してください。

#### (1) 心構えについて

プログラムの趣旨・目的を理解し、現地での学習に意欲を持ち、真摯にプログラムの学習に取り組むこと。

#### (2) 各プログラムの応募条件について

ワクチン接種完了を含めた、プログラムの応募条件を満たすこと(別紙「プログラム編」も確認のこと)。

#### (3) 学籍について

立命館大学の正規生であること。

#### (4) 学籍状態について

- 1) 募集期間に休学中(「海外渡航」を事由とする場合を除く)でないこと。
- 2) 留学期間中に、本学の学籍が除籍(特に学費未納除籍)や卒業にならないこと。
- 3) 学籍状態を「留学」に変更するプログラム(1セメスタープログラム及び長期プログラム)にあつては、当該プログラムに参加する学期(学籍状態が留学である学期)の前の学期に、学籍状態が「在学」であり、休学中・海外留学・APU留学中でないこと。

【以下、長期プログラムのみ】

ただし、募集期間に海外留学・APU留学中、休学中(事由:海外渡航または海外におけるインターンシップ)の場合、以下の条件をすべて満たしていれば応募可能です。

- 1) 海外留学プログラムに参加する学期の前の学期に、学籍状態が「在学」であり、休学中・海外留学・APU留学中でないこと。
- 2) 応募書類に関しては、事前に以下リクエストフォームにて相談のうえ、その指示に基づき手続きを進めること(リクエストフォーム:<https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja>)。
- 3) 応募書類をメールでの提出、あるいは所定の委任状を添付のうえ、代理提出することが可能であること。なお、オンライン応募の場合はこの限りではない。
- 4) 面接選考期間(日本時間)においてオンライン(Zoom等)での面接参加が可能なこと。
- 5) 可否を確認し、合格の場合は必要な書類について、国際教育センターの指示に従い、所定の手続きができること。
- 6) 渡航前に実施されるすべてのガイダンスに出席が可能なこと。

#### (5) 他の海外留学プログラムへの参加について

以下のプログラムに応募・合格されている方は、応募できません。本募集要項に記載のプログラムへの応募を希望する場合は、応募・合格しているプログラムの辞退を申し出た後で、応募してください。

【該当プログラム】

- ・同じ期間に実施される留学プログラム(国際教育センターや学部のプログラム)  
※ただし、国際教育センターが募集する海外留学プログラムで、併願可能として取り扱うプログラムは除きます。
- ・別紙「プログラム編」にて、参加を認めないとするプログラム

#### (6) 外国人留学生の方について

外国人留学生は、母国語(出身国の公用語)が研修言語として設定されているプログラム・コースには応募できません(長期プログラムを除く)。

#### (7) ガイダンスへの出席について

渡航前・後に実施する各種ガイダンスの全てに出席すること。

### 選考に関わって

#### (1) 提出書類について

国際教育センターあるいは留学サポートデスクに提出した各種書類については返却しません。

#### (2) 書類の不足・不備について

提出した応募書類に不足・不備があった場合、再提出を求めることなく選考の対象外とする場合があります。応募書類の提出にあたっては、十分に確認のうえ、提出してください。

#### (3) 応募受付期間について

理由を問わず、応募書類受付期間以外の応募は一切認めません。

#### (4) 選考の辞退について(面接選考を含むプログラムのみ)

選考に際して面接を含むプログラムにあつては、面接を受けずに選考の辞退を希望する場合は、面接前日までに国際教育センターのリクエストフォームより申し出てください。

**(5) 選考結果について**

選考結果の内容に関する問い合わせにはお答えしません。

**(6) 所属学部または派遣先大学(派遣国)が留学を認めない場合について**

国際教育センターでの選考において合格となっても、所属学部または派遣先大学(派遣国)が留学を認めなかった場合は、留学できません。

**(7) 就職・進学や卒業への影響について**

海外留学プログラム参加による就職・進学や卒業への影響については、十分留意してください。

**(8) 派遣時に4回生以上(薬学部薬学科は6回生以上)となる学部生について**

派遣時に4回生以上(薬学部薬学科は6回生以上)となる学部生で帰国semesterでの卒業を希望している場合(留学が終了する学期と卒業する学期が重なる場合)は、単位認定状況や派遣先大学の成績証明書の発行時期が要卒判定時期に間に合わない等の理由で希望する学期に卒業できない可能性があります。その点を理解した上で、応募前に学部事務室(OICは学びステーション)と履修計画について必ず相談・確認のうえ応募してください。

**(9) 2022年入学者について(長期プログラムのみ)****■春出発プログラムに応募する場合**

2022年春入学者で、応募先の募集条件にGPAが求められている場合、現1回生で応募し、合格した方は「仮合格」となります。2022年度春学期の成績通知表を入手次第、速やかにコピーを国際教育センターに提出してください。応募先のGPA基準を満たしている場合に限り、成績通知表のコピーを提出した時点で正式に派遣候補生になります。

**■夏出発プログラムに応募する場合:**

2022年秋入学の1回生でプログラムへの応募を検討している場合は、必ず応募受付開始日までに国際教育センターに相談してください。

**(10) 大学院生で交換留学を希望する場合(交換留学プログラムのみ)**

大学院生で交換留学を希望する場合は以下の点にも留意してください。

- 1) 交換留学参加について応募受付開始までに必ず所属研究科事務室および担当教員に相談してください。参加にあたり指定の手続きがある場合があります。また、自身の課程とは異なる課程での受講になる場合は、その旨をきちんと伝えたくて相談してください(例:本学では修士課程だが留学先では学士課程の授業を受講する)。
- 2) 研究計画書が必要となる場合や語学要件等が異なる場合があるため派遣先大学への確認が必要です。問合せにかかる時間も考慮し、必ず余裕をもって応募受付開始までに国際教育センターに相談してください(派遣先大学への手続)。
- 3) 大学院生が交換留学に応募する場合は、指定の応募書類に加えて、「研究計画書(書式自由)」の提出が必要となります(本学への手続)。

【短期プログラム、1 semesterプログラム:応募にあたっての注意事項(下記学部所属生のみ対象)】

○対象学部・専攻

国際関係学部GS専攻/政策科学部 CRPS 専攻/情報理工学部 ISSE コース

Important Notes for GS major students of the College of International Relations, CRPS students of the College of Policy Science and ISSE students of the College of Information Science and Engineering

GS/CRPS/ISSE major students in the College of International Relations/College of Policy Science and students of the College of Information Science and Engineering should



understand and agree to the following and consult with the International Center before applying.

- ① Some programs are partially or completely in Japanese. All participants are required to understand the contents fully, even if no English explanation is provided.
- ② In general, documents and guidance sessions related to the program are in Japanese. If you still wish to apply, please contact the Ritsumeikan Study Abroad Support Desk (077-561-4881) in advance.
- ③ Part of or the entire pre-departure sessions and follow-up sessions will be in Japanese. All participants are required to understand the contents fully, even if no English explanation is provided.
- ④ Students are not eligible to apply for programs conducted in their native language.

【長期プログラム：応募にあたっての注意事項（下記学部所属生のみ対象）】

○対象学部・専攻

国際関係学部GS専攻/政策科学部 CRPS 専攻/情報理工学部 ISSE コース

Important Notes for GS students of the College of International Relations, CRPS students of the College of Policy Science and students of the ISSE of the College of Information Science and Engineering

- ① For those who are interested in applying for "UBC Academic Immersion Program" or "University of Alberta, Language, Culture and Society of North America Program," it is important to know all the program procedures and related documents are in Japanese, and no language support will be provided in other languages. You need to be proficient in Japanese to understand all the important information provided in the program orientations and pre-departure classes.
- ② Those whose first language is English, are not eligible to apply for the programs mentioned in ①.

## 2. 学籍と履修について

### (1) 学籍(詳細は学修要覧「学籍について」確認のこと)

- 1) 海外留学プログラムによって、派遣期間や要件に応じて学籍が「在学」から「留学」となる場合があります。
  - 【短期プログラム】 学籍状態の変更はありません。
  - 【1セメスタープログラム】 学籍が「在学」から「留学」に変更となります。
  - 【長期プログラム】 学籍が「在学」から「留学」に変更となります。
- 2) プログラム期間中の学籍状態については、各プログラム情報で確認してください。
- 3) 学籍が「留学」であっても、留学期間は卒業に必要な修業年限に算入されます。
- 4) 実際の派遣期間と学籍上の「留学」期間は、必ずしも一致するわけではありません。所属学部教授会が許可した学期間が「留学」となります。
- 5) 学籍上の「留学」の開始日および終了日は、留学が許可された本学学期の開始日(4/1 または 9/26) および終了日(9/25 または 3/31)です。

### (2) 学籍状態「在学」と「留学」での立命館大学科目履修の違いについて

- 「在学」…通常通り、立命館大学で実施する科目を受講することができます。
- 「留学」…立命館大学で実施する科目を受講することはできません。
- 立命館大学で実施される通年科目を、学籍状態が「留学」となる学期を含んで登録しても単位取得はできません。
- ただし、以下の条件により一部「留学」である学期中でも、以下の立命館大学で実施する科目は例外として受講できることがあります(DUDPを除く)。
  - \* 受講できる科目の詳細は学部事務室(OIC は学びステーション)でご確認ください。

#### (例外)

- ① 留学適用期間最終学期の授業開始日までに「留学終了届」が提出された場合は、通常授業の受講が可能となる。
- ② 留学適用期間最終学期の授業開始日以降の4月末までに「留学終了届」が提出された場合は、あらかじめ学部が提示する科目(原則として通年科目・小集団科目等)について、補講・個別指導等を前提に受講を可能とする。
- ③ 留学適用期間最終学期の授業開始日以降であっても、夏集中科目、冬集中科目、クォーター的運用をしている科目等の第1講義日までに「留学終了届」が提出された場合は、受講を認めることができる。

### (3) 2018年度以降入学者における留学前後の学期の履修について

2018年度以降入学者は、受講登録できる単位数の上限が学期ごとに設定されていたり、留学直後の学期に登録上限単位数が緩和される場合があります(\*)。留学に向けて4年間の履修計画を立てる際には注意してください。詳細は、所属の学部事務室(OIC は学びステーション)、または各学部の学修要覧、履修・登録の手引きで確認してください。

\* DUDPに参加する場合は、留学直後の学期にくわえて留学直前の学期についても登録上限単位数が緩和される場合があります。上記と同様に、所属の学部事務室(OIC は学びステーション)、または各学部の学修要覧、履修・登録の手引きで詳細を確認してください。最終的に派遣が不可となった場合は、留学直前の学期で緩和された単位数を、緩和学期の翌学期に調整します。

## (4) 留学前から留学終了後の流れ(履修・単位認定)

## 【出発前の留意事項】

## ① 「留学願」の提出について

学籍状態が「留学」に変更となるプログラムは、「留学願」を配布します。「留学願」を必ず指定された期日までに所属学部事務室(OICは学びステーション)へ提出してください。

## ② 副専攻について

学籍状態が「留学」中は、副専攻科目の履修ができません。副専攻履修者は、留学による履修上の不都合がないかを所属学部事務室で相談した上で、留学を検討してください。

## ③ 教職課程受講者について

学籍状態が「留学」中は教職課程科目の履修ができません。また、教育実習や介護等体験を理由とする留学中の一時帰国は認めません。教職課程履修者は、留学による履修上の不都合がないかを所属学部事務室(OICは学びステーション)に相談した上で、留学を検討してください。

## ④ 初修外国語科目の履修について

派遣先大学で初修外国語科目の単位取得がない場合、帰国後に初修外国語科目の履修が必要になる場合があります。初修外国語科目の履修については、事前に所属学部事務室(OICは学びステーション)の担当者に相談してください。

## 【留学期間中の履修単位について】

(詳細は、各学部学修要覧「本学での履修について(成績および単位授与・認定について)」を確認のこと。)プログラムは、本学開講科目、派遣先大学開講科目のどちらか、または両方で構成されています。

(参考)本学開講科目(単位授与)と派遣先大学開講科目(単位認定)の違い

<p>本学 開講科目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地での評価を参考に、本学の基準に基づき、5段階(A+、A、B、C、F)またはP(合格)・F(不合格)で本学担当教員が評価し、単位を授与します(留学の適用期間、最終学期にて単位授与をおこなう。但し、一部プログラムにおいてはこの限りではないため、詳しくはプログラム情報を確認のこと。)</li> <li>* なお、成績評価は、国際教育センターで手続きを行うため、本人による申請は不要です。</li> </ul>
<p>派遣先大学 開講科目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人による帰国後の単位認定申請を受けて、所定の基準に基づいて学部教授会で審議し、承認されれば、本学の科目として単位認定します(留学の適用期間最終学期にて単位認定を行う)。</li> <li>● 成績評価欄には「T」として記載されます。</li> <li>● 在学中に他大学(海外の大学、編入元の大学、大学コンソーシアム京都等)で履修した単位の本学での認定は60単位を上限としており、留学プログラムで認定する単位もこれに含まれます。</li> <li>● 正規科目以外の科目(ESLが提供する科目等)の単位は認定されません。</li> <li>● 本学での所属課程と同課程以外の科目は単位認定されません(院生が派遣先大学の学部科目を履修するなど)。</li> </ul>

\* 各プログラム情報ページに、「本学開講科目」または「派遣先開講科目」について記載しています。

\* 留学で取得する科目は、年間受講登録上限外です。

\* 成績として授与または認定される時期は以下の通りです。

## 【単位授与を伴うプログラム】

詳細については別紙「プログラム編」にて確認してください。

(単位授与されるには、単位授与時期に学籍状態が「在学」または「留学」中である必要があります。「休学」中の場合は単位授与されません。)

## 【単位認定を伴うプログラム】

単位認定時期は、留学終了日を含む学期の末日となります。

\* 派遣先大学開講科目は、予告なく変更されることがあります。最新情報は各大学のHP等で確認してください。

### 3. 費用について

#### プログラムの費用について

##### (1) 記載費用について

プログラム情報に記載のプログラム参加費用は今年度見込額または過年度実績額です。

詳細および内訳は、別紙「プログラム編」にて確認してください。

なお、短期・1セメスタープログラム費用の確定額は「渡航前ガイダンス」で発表予定です。長期プログラムについては費用が確定次第順次案内致します。

##### (2) 費用準備計画・学費負担者の方との相談について

プログラム申込みにあたっては、留学に関わる費用準備計画を立て、学費負担者の方と必ず相談してください。

##### (3) 納付期限について

プログラム合格者には、指定の期日までにプログラム申込金を納付いただきます。

また、渡航前までに2次納付金(「プログラム費用」から「プログラム申込金」を差引いた額)を納めていただきます。

##### (4) 辞退について

辞退期限以降は、プログラム参加の辞退はできないことを十分理解した上で申し込み手続きを行ってください。立命館大学が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担してください。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担してください。

#### 学費について

##### (1) 留学期間中の納入について

留学期間中でも、立命館大学の「学費」を所定の期日までに納入する必要があります(DUDPを除く)。

##### (2) 学費の納入とプログラム参加について

立命館大学の学費を所定の期日までに完納しない場合、プログラムへの参加を認めません。

## 4. 海外留学にかかる奨学金制度について

### 学内奨学金制度について

立命館大学では、海外留学プログラムに参加する学生のみなさんを支援する以下の奨学金制度があります。

(1) 立命館大学 海外留学チャレンジ奨学金 (以下、チャレンジ奨学金)

(2) 立命館大学 海外留学サポート奨学金 (以下、サポート奨学金)

<留意事項:新型コロナに関わって>

○下記に記載の学内奨学金制度の内容については、従来の現地への渡航を前提とした海外留学について記載しています。予定されていた海外留学プログラム(現地への渡航を前提としたプログラム)が催行中止となった場合やプログラム内容が変更された場合(オンライン留学への変更を含む)は、支給の有無、支給金額等が変更となります。予めご了承ください。その際は改めてご連絡します。

#### (1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

この奨学金は、参加費用の一部を補助することにより、海外留学プログラムへの参加・修了を奨励する制度です。原則、奨学金対象プログラムへの参加者全員に給付(返還不要)されます。

1) 本募集要項に記載の海外留学プログラムにおける本奨学金の取り扱いについて

2022年度派遣者の支給額、支給方法は決定次第、ご案内します。

支給時期	派遣先国・地域へ渡航したことを確認した後、奨学金を支給(予定)
支給方法	本人名義の銀行口座へ振込む方法で支給(予定) (現地への渡航を前提としたプログラムにおける支給方法を記載)

2) 支給上限額について

本奨学金の支給上限額は派遣期間、派遣先国・地域が属する地域区分により異なります。派遣先がどの地域区分に該当するかについては、海外留学プログラムホームページ内、奨学金ページから「派遣地域区分一覧表」を確認してください。

【海外留学プログラム HP 奨学金ページ】

<http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>

【本募集要項記載の海外留学プログラムにおける派遣地域区分】

※下表の内容は従来の現地への渡航を前提とした海外留学の場合について記載しています。

プログラム区分	参加費	支給上限額
短期留学プログラム	参加費 50 万円以上	10 万円
	参加費 40 万円以上	8 万円
	参加費 30 万円以上	6 万円
	参加費 20 万円以上	5 万円
	参加費 10 万円以上	3 万円
	参加費 5 万円以上	1 万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
立命館・マラエ科大学 「東南アジアで学ぶ多文化共生とダイバーシティ」 プログラム	Ⅰ セメスター	アジア(乙)	25万円
立命館・ヨーク大学 「イギリスで学ぶクリエイティビティ」プログラム	Ⅰ セメスター	ヨーロッパ(甲)	30万円
・立命館・ワシントン大学 「持続可能な社会とイノベーション」プログラム ・立命館・カリフォルニア大学デービス校 「アメリカの言語・文化・社会」プログラム	Ⅰ セメスター	北米(甲)	30万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・立命館・UBC アカデミック・イマージョン・プログラム ・立命館・アルバータ大学 「北米の言語・文化・社会」プログラム	Ⅰ 学年間	北米(甲)	60万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・ASEANで学ぶ国際PBLプログラム	Ⅰ セメスター	アジア(乙)	25万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・交換留学(※)	Ⅰ セメスター	指定都市、 甲、乙	25万円
		丙	15万円
	Ⅰ 学年間	指定都市、 甲、乙	30万円
		丙	20万円

※支給額は、派遣期間、派遣地域によって異なります。

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・学部共同学位プログラム(DUDP)	4 学期間	指定都市、甲	240万円

※DUDP 参加者への奨学金は、計3回に分けて支給します(80万円/1回)。

### 3) 留意事項について

- ①別紙「プログラム編」も必ず確認してください。
- ②「立命館大学大学院留学協定にもとづく留学プログラムに対する奨学金」の受給者は支給対象者から除きます。
- ③受給者が次の項目のいずれかに該当したときは、国際部長は支給決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合において、国際部長は既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求めます。
  - ・留学プログラムへの参加を中止し、または期間が変更されたとき。
  - ・出願書類等への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

・この奨学金の支給の要件を満たさなくなったとき。

- ④“海外留学”にかかる学外奨学金（給付型）の支給総額がチャレンジ奨学金の支給総額を上回る場合は併給できません。海外留学にかからないその他の奨学金については、チャレンジ奨学金との併給が可能です。

※ただし、受給中／受給予定の学外奨学金において、他奨学金との併給を認めない場合もあります。必ず自身で所管事務局に確認してください。

併給制限により、チャレンジ奨学金を併給できない場合には、速やかにその旨を国際教育センターへ申し出てください。

## (2) 立命館大学海外留学サポート奨学金（短期プログラムを除く）

この奨学金は、経済上の事由により、プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる方に対し、参加費用の一部を補助することによって、参加の支援を行うことを目的とする制度です。国際教育センターおよび各学部・教育機関が実施する、学籍上「留学」となるプログラムが支給対象となります。立命館大学海外留学サポート奨学金には、「予約採用型」と「家計急変型」の2つのタイプがあり、いずれも本奨学金が定める家計基準を満たす場合に、支給対象となります。

詳細については、海外留学プログラムホームページ内、奨学金ページから募集要項を確認してください。

### 【海外留学プログラム HP 奨学金ページ】

概要：<http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>

募集要項：<https://secure.ritsumei.ac.jp/students/studyabroad/students/guideline-scholarship.html/>

#### 1) 募集タイプについて

##### ○予約採用型

経済上の理由により、本奨学金対象の海外留学プログラムへの参加が困難であることが見込まれる方を支援し、留学プログラムへの参加・修了を実現することを目的としています。

原則、海外留学プログラムの合格確定までに募集および選考を実施します。

##### ○家計急変型

本奨学金対象の海外留学プログラムに派遣が決定した、あるいは派遣中の方で、家計の状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる方を支援することを目的としています。家計急変の事由が発生した日から2ヶ月以内まで随時受付します。出願を希望する場合は国際教育センターへお問い合わせください。

#### 2) 留意事項について

- ①過去に本奨学金および「立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」の受給歴のある方は、本奨学金へ出願できません。また、本奨学金の出願の時点で「立命館大学外国人留学生授業料等減免規程」の適用を受けている方、「立命館大学大学院留学協定等にもとづく留学プログラムに対する奨学金」の受給者は、対象となりません。
- ②本奨学金の募集要項の発行は、manaba+R および海外留学プログラムホームページにてお知らせしています。

## 学外奨学金制度について

### (1) 情報収集について

学外奨学金には、政府や地方自治体および民間企業などによる奨学金制度があります。本学に情報提供があった奨学金制度については、manaba+Rや海外留学プログラム HP、国際教育センターの掲示板等で案内しています。日ごろからこまめに確認し情報収集に努めてください。その他の学外奨学金は、日本学生支援機構のホームページ等で確認できます。

### (2) 学内奨学金と学外奨学金との併給について

学内奨学金と学外奨学金との併給関係については、十分注意してください。奨学金によっては、他の奨学金との併給を認めていない場合があります。奨学金の申請に際しては、国際教育センター主管の奨学金や他の奨学金との支給総額の比較や併給関係等を確認し、計画してください。

### (3) 他の奨学金を受給中、受給予定の場合について

学内・学外諸機関・団体等による奨学金（国際教育センターが取り扱う外国人留学生向けの奨学金や授業料減免を含む）を別途受給している、あるいは受給することが予定されている場合、留学プログラムへの参加に伴って受給資格を失うことや、留学プログラム参加期間中の支給が停止されることがあります。詳細は、各自が受給している奨学金の当該諸機関・団体等へ確認してください。

### (4) 日本学生支援機構の奨学金を受給中の場合について

日本学生支援機構の奨学金に関わり、「第一種・第二種奨学金（貸与型）」もしくは「給付奨学金」を現在受給している場合、留学中に継続して奨学金を「受給」することが可能です（この場合、手続は不要です）。ただし、留学中の奨学金受給を「休止」する場合は、学生オフィスの窓口での手続きが必要です。

### (5) 日本学生支援機構の「第二種奨学金（短期留学・貸与型）」について

現在、日本学生支援機構 第二種奨学金（貸与型）を受給していない方で、留学中（3ヶ月以上の留学に限る）の期間のみ奨学金を必要とされる方は「第二種奨学金（短期留学・貸与型）」の出願が可能な場合があります。希望の場合は、速やかに学生オフィスへ相談ください。

### (6) 日本学生支援機構の「海外留学支援制度（協定派遣）」について（※）

独立行政法人 日本学生支援機構が、日本と諸外国の相互理解・友好親善を促進し、海外留学によるグローバル人材の育成を支援する目的で、留学プログラムを実施している日本の大学に対して支給する奨学金です。一定の家計基準を満たした場合は、上記奨学金に加えて「渡航支援金」が支給されます。本制度については、本制度に採択されたプログラムへ参加される方へ合格発表後のガイダンス等にて説明する予定です。

### 日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）と併給できない奨学金について

日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）（※）と、以下の奨学金との併給は認められません。その他、学内奨学金、学外奨学金の受給を予定または受給中の場合は、必ず併給関係等を確認してください。

<併給が認められない奨学金>

- ・日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」
- ・立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

### 日本学生支援機構（JASSO）

#### ■海外留学支援サイト 海外留学のための奨学金

<https://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/>

#### ■海外留学支援サイト 海外留学奨学金検索サイト

[https://ryugaku-shogakukin.jasso.go.jp/scholarship\\_abroad/page?action=swfglsearchjasso](https://ryugaku-shogakukin.jasso.go.jp/scholarship_abroad/page?action=swfglsearchjasso)



## 5. 留学中の危機管理・健康管理について

### 海外派遣にかかわる渡航可否の判断基準について

国際教育センターが実施する海外留学プログラムにおいては、本邦外務省による海外安全情報（危険情報および感染症危険情報）にもとづき、渡航可否の判断を行います。具体的には、派遣先国または地域に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断します。

派遣中止を判断した時点ですでに留学を開始している方については、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国していただきます。

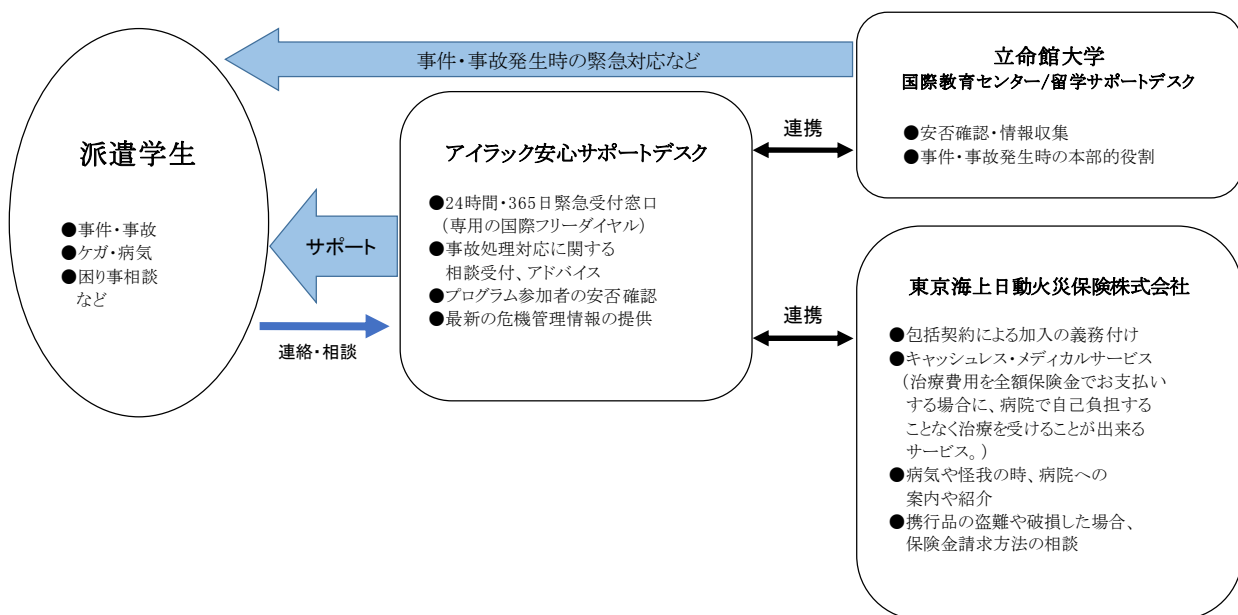
また、危険情報レベル1が発令されている、もしくは発令されていない場合、または感染症危険情報レベル1以上が発令されている（例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。）、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがあります。

（併せて「6.『海外留学プログラム』に関する承諾事項も確認してください。」）

### 留学中の危機管理について

プログラム参加者には、渡航中の事件、事故、病気、その他のトラブル・危機対応に備えて、本学で包括契約している東京海上日動火災の海外旅行保険加入を義務付けています。あわせて、危機管理の観点から、「アイラック安心サポートデスク（24時間、365日の緊急支援サービス）」（有料）にも全員加入していただきます。これらの詳細は、参加決定後のガイダンスにて案内します。

【危機管理サポート体制のイメージ図】



### 留学中の健康管理について

(1) 治療中・経過観察中の疾病がある方は、まず留学の可否について主治医・保護者と相談しておきましょう。

(ア) 留学が可能である旨の主治医からの診断書の提出を求める場合があります。

(イ) 学校医との面談をする場合があります。連絡があれば、速やかに日程調整してください。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては現地での受診が困難になることが予想されます。

(エ) 渡航先の新型コロナウイルス感染症の流行状況は変動的です。入国制限や入国条件、入国後の健康観察・隔離期間等の最新情報を入手しましょう。(外務省海外安全ホームページ、各国の在日

大使館、領事館ホームページ、在各国日本大使館ホームページをご参照ください。）

- (2) 麻しん・風しん・おたふく・水痘・破傷風・ジフテリア・百日咳等基本的な予防接種が完了しているか、母子手帳等で確認しておきましょう。
- (ア) 合格発表後に予防接種ガイダンス・保健センターガイダンスを行います。健康管理・予防接種等に関する詳しい説明を行います。必ず出席してください。
  - (イ) 母子手帳(その他の予防接種記録)の原本を保護者から取り寄せておいてください。
  - (ウ) 追加で予防接種が必要となることがあります。
  - (エ) 多くの国がコロナワクチンの接種を入国条件としています。渡航までに必要回数を接種しておきましょう。

(3) トラベルクリニックの利用

海外渡航の準備に必要な予防接種などの相談を専門に行う診療所(トラベルクリニック)があります。立命館保健センターのトラベルクリニックも利用することができます。(予約制)

詳しくは保健センターHPで確認してください。<http://www.ritsumei.ac.jp/health/studyabroad/>健康管理と予防接種について、詳しくは「海外留学 健康の手引き」をご覧ください。下記QRコードよりダウンロードできます。立命館保健センターのホームページからもダウンロードできます。



<https://www.ritsumei.ac.jp/health/studyabroad/>

E-mail: [globalhc@st.ritsumei.ac.jp](mailto:globalhc@st.ritsumei.ac.jp)

## 6. 「海外留学プログラム」に関する承諾事項(1)

下記に、みなさんに確認・遵守頂く、承諾書の内容を記載します。応募前に必ず確認してください。  
なお、応募時点においては、提出の必要はありません。

### 立命館大学国際教育センター主管「1 Semester 海外留学プログラム」に関する承諾書

立命館大学長 様

私は、2023年度立命館大学国際教育センター主管「海外留学プログラム」(以下「プログラム」という。)に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

#### 1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、立命館大学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で参加手続を行うこと。
- (3) プログラムの合格後にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用(立命館大学に納付したプログラム申込金を含む)、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・指定旅行代理店・宿泊業者・指定査証代行取得業者等が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス(以下「海外旅行保険等」と総称する。)に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定された場合は、立命館大学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 立命館大学が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館大学が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できていなかった場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。
- (8) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断した場合、その見解にもとづき、立命館大学がプログラム参加を認めないことがあること。
- (9) 派遣先大学が所在する国(地域)が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。
- (10) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。

#### 2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム派遣候補者として選ばれることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国または地域に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。  
ただし、感染症危険情報レベル2または3が発令されている国・地域で、以下の条件および状況を踏まえ、プログラムが実施できることが確認できる場合には、例外としてプログラムを実施または継続することがある。また、危険情報レベル1が発令されている、もしくは発令されていない場合、または感染症危険情報レベル1以上が発令されている(例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。)、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期

の帰国を命ずることがある。

#### <条件>

- ① 日本および対象国・地域における水際対策に関わり、対象国・地域への入国、査証取得および入国後の隔離措置等の影響が限定的であり、計画通りにプログラムが実施できること。
- ② (本学が手配を行うプログラムの場合) 派遣先国・地域への渡航において、安全な渡航手段および旅程ならびに航空券が確保できること。
- ③ 派遣先大学が所在する地域周辺において、必要な生活物資および生活環境が確保できること。また、公共施設(図書館等)および交通機関ならびに教育施設が営まれており、日常の生活において感染症の影響が限定的であること。
- ④ 現地の医療機関において、医療体制の逼迫や医療崩壊がなく、万が一本学の学生が感染症に罹患した場合においても現地医療機関にて対応できる状況であること。
- ⑤ 派遣先大学において、留学生の受け入れ体制が整えられていること。また、本学の学生が感染症に罹患した場合や濃厚接触者(罹患疑い)として指定された場合の対応方針が整えられており、安全に学習に取り組むことができるよう防疫措置が講じられていること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、留学プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴って発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。
- (9) ホームステイでは、1家庭に複数名の学生が滞在する場合があること。寮・ホテルでは、1部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (10) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の諸手続、手配等を自身で行わなければならないプログラムについては、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

### 3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学に届け出た個人情報について、立命館大学が、派遣先大学、事務業務受託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館大学が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

### 4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑧のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
  - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
  - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害

- ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
- ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
- ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
- ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
- ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
- ⑧ 2(2)の派遣の中止により生じた損害

#### 5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国(地域)の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国(地域)の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定様式の計画書を立命館大学および派遣先大学に提出し、承認を得ること。計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (11) 立命館大学の承認なしに、日本への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (12) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (13) 派遣先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (14) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

20 年 月 日

参加プログラム名: \_\_\_\_\_ (派遣先大学・機関: \_\_\_\_\_)

学部/研究科: \_\_\_\_\_ 回生: \_\_\_\_\_

学生証番号: \_\_\_\_\_

氏名(自署): \_\_\_\_\_

20 年 月 日

父母等(自署): \_\_\_\_\_

(父母等直筆のこと。)

父母等緊急時連絡先: \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_ 学生本人との続柄: \_\_\_\_\_

2022.02.02

## 6. 「海外留学プログラム」に関する承諾事項(2)

下記に、みなさんに確認・遵守頂く、承諾書の内容を記載します。応募前に必ず確認してください。

なお、応募時点においては、提出の必要はありません。

### 立命館大学国際教育センター主管「短期海外留学プログラム」に関する承諾書

立命館大学長 様

私は、2022年度立命館大学国際教育センター主管「海外留学プログラム」(以下「プログラム」という。)に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

#### 1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、立命館大学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で参加手続を行うこと。
- (3) プログラムの合格後にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用(立命館大学に納付したプログラム申込金を含む)、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・指定旅行代理店・宿泊業者・指定査証代行取得業者等が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス(以下「海外旅行保険等」と総称する。)に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定された場合は、立命館大学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 立命館大学が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館大学が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できていなかった場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。
- (8) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断した場合、その見解にもとづき、立命館大学がプログラム参加を認めないことがあること。
- (9) 派遣先大学が所在する国(地域)が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。
- (10) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。

#### 2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国または地域に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。  
ただし、感染症危険情報レベル2または3が発令されている国・地域で、以下の条件および状況を踏まえ、プログラムが実施できることが確認できる場合には、例外としてプログラムを実施または継続することがある。また、危険情報レベル1が発令されている、もしくは発令されていない場合、または感染症危険情報レベル1以上が発令されている(例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。)、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期

の帰国を命ずることがある。

**<条件>**

- ① 日本および対象国・地域における水際対策に関わり、対象国・地域への入国、査証取得および入国後の隔離措置等の影響が限定的であり、計画通りにプログラムが実施できること。
- ② (本学が手配を行うプログラムの場合) 派遣先国・地域への渡航において、安全な渡航手段および旅程ならびに航空券が確保できること。
- ③ 派遣先大学が所在する地域周辺において、必要な生活物資および生活環境が確保できること。  
また、公共施設(図書館等)および交通機関ならびに教育施設が営まれており、日常の生活において感染症の影響が限定的であること。
- ④ 現地の医療機関において、医療体制の逼迫や医療崩壊がなく、万が一本学の学生が感染症に罹患した場合においても現地医療機関にて対応できる状況であること。
- ⑤ 派遣先大学において、留学生の受け入れ体制が整えられていること。また、本学の学生が感染症に罹患した場合や濃厚接触者(罹患疑い)として指定された場合の対応方針が整えられており、安全に学習に取り組むことができるよう防疫措置が講じられていること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、留学プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴って発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。
- (9) ホームステイでは、1家庭に複数名の学生が滞在する場合があること。寮・ホテルでは、1部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (10) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の諸手続、手配等を自身で行わなければならないプログラムについては、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

### 3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学に届け出た個人情報について、立命館大学が、派遣先大学、事務業務受託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館大学が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

### 4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①~⑧のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
  - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
  - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
  - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
  - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
  - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害

- ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
- ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
- ⑧ 2(2)の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国(地域)の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国(地域)の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定様式の計画書を立命館大学および派遣先大学に提出し、承認を得ること。計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) プログラム期間中は、自由時間に飛行機の利用をせず、かつ派遣先大学が所在する国(地域)以外の国(地域)へは行かないこと。
- (11) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (12) 立命館大学の承認なしに、日本への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (13) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (14) 派遣先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (15) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

20 年 月 日

参加プログラム名: \_\_\_\_\_ (派遣先大学・機関: \_\_\_\_\_)

学部/研究科: \_\_\_\_\_ 回生: \_\_\_\_\_

学生証番号: \_\_\_\_\_

氏名(自署): \_\_\_\_\_

20 年 月 日

父母等(自署): \_\_\_\_\_

(父母等直筆のこと。)

父母等緊急時連絡先: \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_ 学生本人との続柄: \_\_\_\_\_

2022.02.02